

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月1日
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝 宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経理・財務本部長 経理・財務本部 財務部長 中川 雅夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経理・財務本部長 経理・財務本部 財務部長 中川 雅夫
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成25年6月28日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年7月6日
【発行登録書の有効期限】	平成26年7月5日
【発行登録番号】	25 - 関東91
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注)1 656,160,000円(注)2
【発行可能額】	0円(注)1 656,160,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年10月1日(提出日)であります。
【提出理由】	「発行予定額又は発行残高の上限」及び「発行可能額」について記載事項の変更がありましたので、金融商品取引法第23条の4の規定に基づき、訂正いたします。また、「第一部 証券情報」の記載事項に訂正を要する箇所があります。なお、平成25年6月28日付で提出した発行登録書の添付書類として提出した定款についても差し替えます。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

当社は、平成25年8月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日付で株式分割及び単元株式数の変更を行いました。これに伴い、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」を以下のとおり訂正いたします。なお、「発行予定額又は発行残高の上限」及び「発行可能額」にかかる訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

(訂正前)

第一部〔証券情報〕

第1〔募集要項〕

1〔新規発行新株予約権証券〕

(中略)

(2)〔新株予約権の内容等〕

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社日清製粉グループ本社 普通株式 単元株式数は500株です。 完全議決権株式であり、権利内容に制限のない当社における標準となる株式です。
------------------	---

(後略)

(訂正後)

第一部〔証券情報〕

第1〔募集要項〕

1〔新規発行新株予約権証券〕

(中略)

(2)〔新株予約権の内容等〕

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社日清製粉グループ本社 普通株式 単元株式数は100株です。 完全議決権株式であり、権利内容に制限のない当社における標準となる株式です。
------------------	---

(後略)